

参考資料 7

本事業に対する市等の支援メニュー

1 指宿市工場等設置奨励条例に基づく補助金（令和8年4月1日改正予定）

(1) 施設整備費補助金

以下の要件を満たし、指宿市内に工場等を新設、増設、移転、改築した事業者に対して、補助金を交付します。

要件	<p>①工事着手から1ヶ月以内に市へ「支援適用工場等」の指定申請を行い、指定を受けているもの ②指定を受けた工場等に対する投資金額が税抜き1,000万円以上 ③次のいずれかの雇用要件を満たしているもの ア 新設・増設：指宿市民※を3名以上新規雇用している イ 移転・改築：指宿市民※を3名以上新規雇用又は5名以上の雇用維持</p>															
補助額等	<p>指定を受けた施設設備の取得に要した費用の20%又は次の表に掲げる区分及び新規雇用者数に応じた上限額のいずれか少ない額</p> <table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>新規雇用者数</th><th>上限額</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="2">新設又は増設</td><td>20人以上</td><td>5,000万円</td></tr><tr><td>3人以上19人以下</td><td>3,000万円</td></tr><tr><td rowspan="3">移転又は改築</td><td>20人以上</td><td>4,000万円</td></tr><tr><td>3人以上19人以下</td><td>2,500万円</td></tr><tr><td>5人以上の維持</td><td>1,000万円</td></tr></tbody></table>	区分	新規雇用者数	上限額	新設又は増設	20人以上	5,000万円	3人以上19人以下	3,000万円	移転又は改築	20人以上	4,000万円	3人以上19人以下	2,500万円	5人以上の維持	1,000万円
区分	新規雇用者数	上限額														
新設又は増設	20人以上	5,000万円														
	3人以上19人以下	3,000万円														
移転又は改築	20人以上	4,000万円														
	3人以上19人以下	2,500万円														
	5人以上の維持	1,000万円														
その他	<ul style="list-style-type: none">補助金は、操業開始の翌年度から2か年にわたり1/2ずつ交付します。操業開始後、毎年の事業報告が必要です。															
担当課	農水商工観光部 商工水産課 商工運輸係															

※操業開始後1年を経過する日までに本市に住民登録があること。

(2) 新規雇用者補助金

「支援適用工場等」の指定を受けた事業者が、新規雇用を行った場合、以下のとおり
(1) 施設整備費補助金に加えて、新規雇用者補助金を交付します。

要件	新規雇用者のうち、着工日から操業開始後1年を経過する日までに市外から本市に住民登録を移した者（就職にあたり指宿市に転入した者）
補助額等	①正規雇用者：30万円/1人 ②非正規雇用者：10万円/1人 上限額：1,000万円 ※正規雇用者のうち、本市出身の新規学卒者、本市の高等学校等の新規学卒者、障がい者を雇用した場合、1名につき30万円を加算します。 ※着工から1年を経過する日までに雇用した方を対象とします。
その他	(1) 施設整備費補助金の交付対象となっている事業者が対象です。
担当課	農水商工観光部 商工水産課 商工運輸係